

令和4年度（2022年度）行政評価シート

令和4年7月29日

評価者	市民防災部長 永野英樹
評価者	まちづくり計画部長 林浩一
評価者	都市景観部長 古賀久貴

○ 施策の概要

総合計画上の位置付け	分野	5-(2) 市街地整備	施策の方針	5-(2)-①市街地整備の推進
目標とするまちの姿	社会環境の変化や地域ニーズに対応したまちづくりを推進していくとともに、災害に強い安全・安心で強靱(レジリエンス)なまちづくりに取り組みます。また、深沢地域のまちづくりを牽引力とした未来志向のまちづくりを進めることにより、市域全体の魅力を高めるまちづくりを行います。			
主な取組	(1) 社会環境の変化や地域ニーズに対応したまちづくりの推進 市民が自ら行動し、主役となるまちづくりを推進するため、都市計画の提案制度などの積極的な活用や、自主的なまちづくり活動への支援により、市民等との協働による地域の個性や特色を生かした魅力あるまちづくりを進めます。 効果的に都市計画制度を活用するとともに、まちづくり関連条例の体系的な見直しを検討します。 (2) 災害に強いまちづくりの推進 近年多発する様々な自然災害への備えを強化するとともに、都市機能などの適正な立地と諸機能の連携により、災害発生後の復旧・復興力を備えた災害に強いまちづくりを推進します。 (3) スマートでコンパクトな未来志向のまちづくりの推進 先人から引き継いだ鎌倉のまち並みや歴史、文化を大切にしながら、深沢地域を戦略フィールドとし、AIやIoT、環境に配慮した最先端モビリティ、スマートエネルギーなど、日常生活に寄り添う最新テクノロジーを活用することにより、市域全体の魅力やポテンシャルを高めるまちづくりを行います。			

1 成果指標

成果指標①	まちづくりが計画的に進められ、生活しやすい市街地が形成されているまちだと感じている市民の割合					出典	市民アンケート調査			
初期値	単位	年次	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	備考	
令和2年1月		目標値	26.0	26.5	27.0	27.5	28.0	28.5		
25.9	%	実績値	未実施	35.2						
		達成率	—	132.8%						

2 投入コスト

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
事業費	198,077	115,847				
人件費	440,989	453,047				
総事業費	639,066	568,894				

3 担当部評価

(1)「施策の方針の成果指標」の達成状況等を踏まえた施策の達成状況の分析

市民防災部

法令に基づき適切に住居番号の付定等の事務を行うことができた。

まちづくり計画部

まちづくり計画部では、施策の方針が目標とするまちの姿の実現に向けて、鎌倉市都市マスタープランをはじめとする各種計画や構想、方針等の立案と、これに沿った事業推進等を着実に進めていくことで、市民の暮らしやすさが向上していくと考えている。

成果指標の目標値について、令和3年度の実績値は35.2%であり、目標値の26.5%を大きく上回る結果となり、これまで施策の方針の成果指標達成に向け、様々な事業を総合的かつ計画的に推進してきたことで、目標達成に繋がっていると考えている。

特に、まちのハード整備の中でも重要な拠点整備である深沢地域整備事業では、あらたなまちづくりに向けた各種事業を予定どおりすすめることができた。

また、都市計画運営事業では、深沢地域整備事業を含む都市計画の決定・変更を行ったほか、立地適正化計画を策定し、計画的なまちづくりの推進に貢献している。

さらに古都中心市街地整備事業や大船駅周辺整備事業では、対象地区内の開発及び建築行為に対し、まちづくりの構想や方針に基づき、歩行空間の確保等を行ったことで、少しずつではあるが着実に生活しやすい市街地形成に寄与している。

都市景観部

「まちづくりが計画的に進められ、生活しやすい市街地が形成されているまちだと感じている市民の割合」については、令和3年度調査において目標値を上回ったことから、これまで本市が行ってきた土地利用等に関する施策が一定の評価を得たものと認識しているが、今後も引き続き「鎌倉市開発事業における手続及び基準等に関する条例」の適正な運用や、「都市計画法」に基づく開発行為等の許可に係る審査等における正確な法の運用と厳正な審査の実施、更に建築行政マネジメント計画を基にした建築確認審査の迅速化や違反建築物等への対策等の事業を着実に進めることで、まちづくりにおける目標とすべき姿の実現を推進することができるものと考えている。

(2)今後の方向性

市民防災部

法令に基づき適切に住居番号の付定等の事務を行っていく。

老朽化した街区表示板を計画的に更新していくものだが、新型コロナウイルス対策財源確保のため令和2年度、3年度と実施を見送ったが、表示が見えにくくなっているものが多くあり、4年度以降更新していく。

横浜・藤沢両市との境界確定は概ね完了している。逗子市との境界確定は、平成17年度から29年度にかけての逗子市との境界整備共同事業実施等により、54%が完了し、残る境界未確定箇所は主に山林部分となる。

まちづくり計画部

まちづくり計画部では、鎌倉市都市マスタープランに基づき、鎌倉駅周辺、大船駅周辺、深沢地域の3つの都市拠点の形成・整備を図るほか、各種計画、構想、方針等に基づき、生活しやすいまちづくりに向けた事業を推進している。

施策の目標実績値のさらなる向上に向けた課題としては、目に見える大きな成果が出るまでに長期間を要する事業が多いことから、事業を計画通り着実に進めていくこと、また各種事業の実施状況について周知を図りつつ、第4期基本計画の重点事業であり、鎌倉市全体に大きな効果をもたらす深沢地域整備事業を着実に推進するほか、令和3年度に策定した立地適正化計画に基づく施策等を、目標とすべきまちの姿に向けて計画的に推進していく。

一方で、大船駅東口再開発事業(特別会計)は、建設工事費高騰の影響を受け、引続き事業化が困難な状況であるが、社会状況の変化を踏まえた事業の推進に向け、検討を進めていく。

都市景観部

「鎌倉市開発事業における手続及び基準等に関する条例」の運用により、引続き計画的な土地利用によるまちづくりの推進を図る。

「都市計画法」に基づく開発行為等の許可に係る審査等において厳正な審査を行い、引き続き正確な法の運用と公平な許可事務に努める。

宅地耐震化推進事業における大規模盛土造成地の地震時の安定性確認を、引き続き進めていく。「建築基準法」に基づく建築確認審査の迅速化や違反建築物等への対策を実施する。また中間・完了検査についてのお知らせ文を配付する等、検査率の更なる向上に努める。

(3) 施策の方針にひもづく事務事業の評価結果

重点事業	整理番号	事業名	法定受託事務	事業費(千円)	人件費(千円)	総事業費(千円)	事業評価	貢献度	最終評価
	市民-31	住居表示事業		170	14,198	14,368	現状維持	A	現状維持
	まち-01	古都中心市街地整備事業		0	8,346	8,346	現状維持	A	現状維持
	まち-02	大船駅周辺整備事業		1,013	11,163	12,176	現状維持	A	現状維持
	まち-03	大船駅東口再開発事業(特別会計)		1,524	8,346	9,870	現状維持	A	現状維持
重	まち-05	深沢地域整備事業		67,373	92,344	159,717	現状維持	A	現状維持
	まち-06	まちづくり推進事業		5,935	66,766	72,701	現状維持	A	現状維持
	まち-07	都市計画運営事務		32,560	54,409	86,969	現状維持	A	現状維持
	都景-01	都市調整運営事業		230	57,009	57,239	現状維持	A	現状維持
	都景-06	開発審査事務		313	60,696	61,009	現状維持	A	現状維持
	都景-08	建築指導事務	法定	6,729	79,770	86,499	現状維持	A	現状維持

(4) 貢献度に関する分析

市民防災部

法令に基づき、住居表示実施地区に新築された建物について住居番号を付定し、建物の場所をわかりやすくすることにより、住民の利便性に寄与した。

まちづくり計画部

まちづくり計画部では、鎌倉市都市マスタープランをはじめとする計画等に基づき、市街地整備(まちのハード整備)という中長期的に一貫継続した取組が必要な各種事業を総合的かつ着実に推進し、施策目標の実現に向けて貢献している。

特に深沢地域整備事業では、第3次鎌倉市総合計画第4期基本計画の土地利用の基本方針の中で、「鎌倉駅周辺、大船駅周辺に並ぶ第3の拠点整備」と位置づけ、市域全体の持続可能なまちづくりをけん引し、本市のポテンシャルを高め、「働くまち鎌倉」、「住みたい・住み続けたいまち鎌倉」の創造を目指すとともに、世界の先進モデルとなるようなまちづくりを目標とし、この目標に向かって着実に事業を行っていることから、施策の方針達成に大きく貢献した。

また、まちづくり推進事業は、鎌倉市まちづくり条例に基づく大規模土地取引行為の届出により、早い段階で土地利用の転換を把握するとともに、大規模開発事業の手続により、鎌倉市まちづくり審議会の意見を聴きながら計画的な土地利用の誘導を図っており、施策の方針達成に貢献した。

加えて、都市計画運営事業では、都市計画の決定・変更、今後の人口減少社会におけるまちづくりの方向性を示す「立地適正化計画」を3か年かけて策定し、施策の方針の達成に貢献した。

都市景観部

「鎌倉市開発事業における手続及び基準等に関する条例」を適正に運用することにより、計画的な土地利用によるまちづくりの推進が図られている。

「都市計画法」に基づく開発行為等の許可に係る審査等における正確な法の運用と厳正な審査の実施することで、社会環境の変化や地域ニーズに対応し、災害に強い安全・安心で強靱(レジリエンス)なまちづくりに寄与したと考える。

宅地耐震化推進事業については、令和4年度に実施予定の第二次スクリーニング対象エリアの土地所有者等に、市と協力して予防対策を進めていくことについて合意形成を図った。

「建築基準法」に基づく建築確認審査や許認可等に関する業務を着実にを行うことにより、建築物の安全が確保され、災害に強い安全・安心なまちづくりの推進に寄与すると考える。